

# 小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- 2 一問一答方式

質問件名 教育委員会の不正対応と、市組織としての自浄機能の必要性

質問要旨

私は本年 6 月定例会の一般質問で、市教育委員会(以下、市教委と言う)が市民から不正の訴えを受けて昨年 10 月から実施している調査について質問した。不正というのは、市立花小金井小学校の教員もしくは市教委による事実の捏造が起き、それがそのまま市民へ報告されたというものだ。対する青木教育長の答弁は次の通りであった。

「当該保護者と学校及び教育委員会の間で、いただいたご要望に対する対応について認識の齟齬があったことにより、教育委員会から事実と反する報告があったと認識されているものと捉えております。齟齬があったことを認識した後、すぐに当該保護者にお詫びしており、学校及び教育委員会が意図をもって事実を捏造したという事実はございません。」「対応は個人でなく組織として行っておりますので、担当者が不在であることをもって対応が滞ることはございません。」

不正の訴えをした市民は、この答弁も事実と反し、問題は解決していないとして、本年 9 月末に市教委へ新たに(告発という表現で)文書により不正の訴えをした。訴えのやり取りの中で、冒頭述べた不正への対応が終了していないことや、担当職員の個人的な判断で対応が半年間放置されていたことも判明した。

この事例にも小平市の抱える大きな問題が複数表れている。市が事案一つ一つにきちんと向き合わないため、同様の問題が多く生じている。市民だけではなく、日々まじめに働く職員の福祉増進のためにも、組織として自浄作用を働かせる仕組みを構築しなければならないと考え、以下質問する。

1. 教育長は市民にお詫びをしたと答弁した。しかし市民はお詫びを受けておらず、そもそも謝罪にあたるやり取りは一切なかったと話している。教育長は捏造された事実に基づく虚偽答弁をしたことになるが、見解は。
2. 教育長答弁に限らず、議会での答弁が事実ではなかったと判明した場合、一般的に市及び市教委はどう対応するか。
3. 昨年 10 月に不正の訴えがなされてから 1 年以上が経過した。前担当職員は体調不良により調査が滞り、現担当職員へ適切な引継ぎもなされていない。また現担当職員は、市民に対し、謝罪と共に、本年 4 月に着任後 9 月末に市民から新たな不正の訴えがあるまで対応を放置していた旨述べている。誰が見ても属人的理由により対応が滞っている状況だ。教育長答弁のように組織として対応しているとは言えない状況にあるが、見解は。
4. 市民から告発という表現でなされた不正の訴えを、不正の生じている市教委自らが調査・検証し、最終的対処まで決めようとしている。しかも実際は、長期間放置という不正を生じさせた本人である職員個人が、その任を負わされている。些末な事は個人の始末書でもよい。しかしこれは事実捏造や虚偽答弁といった市教委のコンプライアンス姿勢に重大な欠陥があることを示す事案だ。職員個人や市教委内部の始末書レベルに矮小してはならない。少なくともほかの自律した部署が調査・検証を担うべきだ。現状のやり方では根本的問題が解決せず、今後同様の事案が発生する。また当該職員にも余計な心理的負担を強いている。市の見解は。
5. 教師用指導書購入の議決漏れ問題についても、教育部長、教育指導担当部長の人事的な調査を、コンプライアンス意識が共通する市教委自らがやっている。このやり方では根本的問題の解決に至らない。市の見解は。
6. 不正を訴えた市民は 2 年に渡り本件を問い合わせている。市長への手紙を含め、さまざまな方法で不正による被害を訴えてきたが対応されなかった。監査事務局や内部統制の取組みへ訴えても反応が鈍い。ときわ会での虐待通報への対応問題もそうだが、市には各部署のコンプライアンス違反を訴える先が存在しない。どんな人間がトップになっても、組織の自浄機能を担保し、また個々の職員に負担を押し付けないためにも、市民からのコンプライアンス違反の訴えを受けて真摯に対応する自律した機関を設ける必要があると考えるが、見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 11 月 14 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【    】

27	26	25	24